

# 平成29年度包括外部監査結果に係る措置の状況(平成30年7月1日現在) ≪措置実施≫

## 区分

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

### 監査結果

指摘事項名: 3. 予定価格調書の根拠資料の保存について

所管課: 契約監理課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 30 工事契約については、積算資料が作成され予定価格積算根拠資料が行政文書として適切に保存されている。一方で役務等業務契約の予定価格積算根拠資料が保存されていない契約が散見された。予定価格の積算方法及び参考見積書などの根拠資料は、予定価格を適切に積算していることを明らかにする上で重要な書類であることから行政文書として適切に保管することが必要である。	各所属あてに予定価格の算定根拠の明確化と根拠資料の保存について通知を行い、取扱いについて周知徹底を図った。併せて「役務等業務委託契約事務マニュアル」及び「チェックリスト」の見直しを行い、適切な事務処理について周知をした。

## 区分

工事契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No45.(仮称)下増田サッカー場 電気設備工事(分割2号)

### 監査結果

指摘事項名: ⑥書類の添付漏れについて

所管課: 契約監理課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 44 本件の書類綴りに、添付されるべき低入札価格調査委員会審査結果が添付されていなかった。規程上、明文化されていないが、書類綴りにはその契約の過程を把握するために必要な資料を網羅的に綴じこむ取り扱いとなっており、低入札価格調査委員会審査結果も契約監理課にて綴じこまれるべき書類である。規程上で明文化する、チェックリストに明記するなどし、綴じ込み漏れがない対策を講じる必要がある。	契約監理課内における落札決定起案の作成時にチェック項目として「低入札価格調査委員会審査結果書類添付」の項目を設けて担当者の失念が無いよう改めた。(平成30年4月1日より実施。)

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No3.下水道事業受益者負担金・公共下水道事業分担金及び公共下水道接続奨励工事費口座振替データ送達業務

**監査結果**

指摘事項名: ①プロポーザル仕様書への予定される全業務の記載について

所管課: 下水道整備課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 49</p> <p>別業務のプロポーザル方式によって選定された業者に委託することが予め想定される場合には、プロポーザルに係わる募集要領に反映させる必要がある。しかし、プロポーザル募集要領(仕様書)に本業務に関する事項は記載されていなかった。部署間における連携を強化し、プロポーザル募集要領に予め想定されるすべての業務内容が記載されるようにすることが必要である。</p>	<p>プロポーザル実施に向けて開催されるワーキンググループ(業務に関連する部署で構成)等において、委託が想定される業務の洗い出しを確実にを行い、プロポーザル募集要項に記載すべき業務内容に漏れないようにする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No6.水道料金及び下水道使用料徴収業務等

**監査結果**

指摘事項名: ③行政情報の保存年限設定誤りについて

所管課: 経営企画課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 51</p> <p>「前橋市行政情報の保存及び保存期間に関するガイドライン」によると永年保存とならない行政情報文書が永年保存とされていた。行政情報の保存区分を設定するときは、その行政情報の内容をよく確認し、適切な保存年限を設定することに努めることが必要である。</p>	<p>当該行政情報文書の保存期間は、複数年契約であるため、永年保存から常用に改めた上で、契約最終年度から5年間保存することに改める。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No18.農業用水路除草業務(第11号)

**監査結果**

**指摘事項名:** ④ 予定価格調書の記載誤りについて

所管課: 農村整備課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 57            予定価格調書の記載金額が、税込金額と税抜金額が逆で記載されていた。査閲は、内容を十分に確認した上で行う必要がある。</p>	<p>予定価格調書の記載金額が、税込金額と税抜金額とで逆に記載されていたことについて、課内で今回の指摘を共有した。今後は記載数字を十分に確認した上で予定価格調書を作成する。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No20.農業用水路清掃業務(第4号)

**監査結果**

**指摘事項名:** ⑤ 複数事業者による見積合わせの実施の徹底について

所管課: 農村整備課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 57            契約規則によると業者選定を行う上で2者以上から見積書を徴取することとされているが、1者からしか徴取されていなかった。契約規則に基づき、業者選定を行う必要がある</p>	<p>契約規則では、特別な理由があるものを除き、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。ところが、この事業は「特別な理由」に該当しないにもかかわらず、1者からしか見積もりを徴取していなかった。今回のこの指摘について課内で共有をした。今後は2者以上から見積書を聴取することを徹底する。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No22.平成28年度 前橋市LED防犯灯ESCO事業業務委託料

**監査結果**

指摘事項名: ⑥再委託に関する事前承認について

所管課: 危機管理室

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 60</p> <p>設備故障時の調査業務の一部が再委託されているが、再委託することについて明確な形で承認手続が行われていなかった。市としては実質的に再委託されている事実を承知しており、取引関係上、特段の問題となる再委託ではないものの規則に従い、再委託することについて明確な形で承認することが必要である。</p>	<p>防犯灯の故障の際には原因により受託事業者や本市に費用負担が発生する可能性があるため、詳細な原因調査を行っている。その調査は製造業者でないと解明出来ないため、受託事業者が製造業者に調査を依頼しているものである。今後も同様の調査が継続して実施される事から、本監査結果に基づき防犯灯ESCOサービス契約書第4条第2項により受託事業者から本市に対し再委託に係る書面通知(協議書)の提出を受け、再委託を承諾した。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No51.前橋市宮城支所印刷機賃借業務

**監査結果**

指摘事項名: ⑰不適切な随意契約について

所管課: 宮城支所地域振興課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 78</p> <p>随意契約できる限度額は40万円と定められている。本契約のリース料総額は、834,000円(税抜)であるため、限度額を超過しているにも係わらず随意契約が行われている。契約事務は、規則に従い適切に実行する必要がある。</p>	<p>指摘事項の原因は、契約事務に対する職員の理解不足であることから、再発防止に向けた取り組みとして、担当職員を契約事務研修に出席させ、適正な事務処理方法の徹底に努めた。</p> <p>また、平成30年度からの印刷機賃借業務に係る長期契約においては、指名競争入札を実施しており、市契約規則に基づいて適正な事務処理を行った。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No54.学校給食共同調理場ばい煙等測定業務契約

**監査結果**

指摘事項名: ⑱再委託について

所管課: 総務課(教)

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 80</p> <p>仕様書及び業務委託請書には、再委託について記載がないにも関わらず、実際のばい煙等の測定業務は、契約者である「株式会社ヤマト」ではなく、「株式会社むさしの計測」が行っていた。不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう、再委託事業者がいる場合には、原則として発注者である本市と協議することが必要である。そのため、仕様書に再委託の制限事項を明記し、取扱いを明確にすることが必要である。</p>	<p>平成29年度学校給食共同調理場ばい煙等測定業務契約(H30.2.14契約)について、再委託をする場合はその範囲について事前協議を行わせることとし、仕様書に文言「業務の履行についてその全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。第三者に業務を委任又は請け負わせる場合は、事前に本市と協議し承認を得ること」を記載し、取扱いを明確化し、事務の是正を図った。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No86.まちなか再生室移転に伴う電話設備移設業務

**監査結果**

指摘事項名: ㉓検査調書の不要な作成について

所管課: にぎわい商業課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 102</p> <p>検査調書を作成する必要のない契約について検査調書が作成されていた。庶務事務マニュアルは、各種法令・条例・規則に従い、各種事務の有用性・効率性を勘案して作成されているため、マニュアルの目的に則った事務処理を遂行し、不要な書類が作成されることのないように再度庶務事務マニュアルを確認することが望まれる。</p>	<p>債務履行の確認については、庶務事務マニュアルを職員に周知徹底し、本マニュアルに則った処理を徹底するよう改善した。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No95.まえばしインキュベーション施設運営事業

**監査結果**

指摘事項名: ②⑥委託事業の会計監査について

所管課: 産業政策課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 107</p> <p>本事業についての事業運営が適正かどうかを確認するために、公認会計士に検査を依頼しているが、平成27年度の収支状況の検査実施時期が平成29年3月27日～28日と約1年後となっていた。適時で検査を実施しない場合、仮に何か指摘事項が出てきたとしても、翌年度の決算に反映することが困難となってしまう。委託先企業の決算が完了した段階で、適時に検査を実施することが出来るように、委託先企業及び検査委託者へ日程調整等を事前に依頼することが必要である。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年度会計監査を平成30年6月26日・27日に実施済。今後も適時の検査実施のため、受注者及び検査委託者に対して事前に日程依頼を行う。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No96.前橋市産業振興ビジョン改定支援業務

**監査結果**

指摘事項名: ②⑦業者選定審査委員会委員の承諾書について

所管課: 産業政策課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 107</p> <p>本事業での業者選定審査委員会委員就任承諾書の1通に日付の記載漏れがあった。就任承諾の有無で後日問題が生じないように、承諾書の記載内容については、漏れのないように説明すべきである。</p>	<p>今後については、承諾書の記載内容は漏れのないよう説明し、再発防止に努めていきたい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No96.前橋市産業振興ビジョン改定支援業務、No97.前橋テルサESCO事業

**監査結果**

指摘事項名: ㉔起案書の条文間違いについて

所管課: 産業政策課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 107</p> <p>本事業での仕様書決定及び見積書の徴取の起案において、随意契約の理由の条文番号が間違っているため、起案書の内容については十分に注意を払って確認する必要がある。</p>	<p>単純な記載漏れであるため、起案書の作成について慎重に行い、係内での確認体制を整える。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No101.寛仁親王牌TV中継・式典演出等業務

**監査結果**

指摘事項名: ㉔仕様書の改定について

所管課: 公営事業課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 113</p> <p>寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント及び式典の様子についてアルバムを作成することが慣例となっているが、仕様書に明記されていない。</p> <p>アルバムを作成することを本事業の仕様書に明記すべきである。</p>	<p>式典の記録写真としてアルバム形式で3部提出する旨、仕様書の企画条件として明記して改善を図った。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No106.平成28年度前橋市営競輪イベント業務

**監査結果**

指摘事項名: ③仕様書の改定について

所管課: 公営事業課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 113</p> <p>前橋市競輪イベント業務完了後、イベント写真の提出が仕様書に明記されているが、提出を受けていない。仕様書で定められていることであり、業務完了時に適切に確認すべきである。また、写真提出について必要性がないのであれば、仕様書を改定することも考えられる。</p>	<p>前橋競輪場内で行うイベントは業務の実施を適正に確認できることから、写真提出の必要性がないと判断でき、同様のイベント業務を実施する際、仕様書を改定して写真の提出を求めないこととする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

(障害福祉課)No142.前橋市基幹相談支援センター業務委託

(長寿包括ケア課)No149.シルバーハウジング生活援助員派遣事業、No150.ひとり暮らし高齢者訪問事業、No151.平成28年度地域包括支援ランチ事業業務、No153.通所型介護予防事業「ひざ・腰らくらく教室」、No154.介護予防活動 ポイント制度事業、No155.高齢者自立支援 配食サービス事業、No158.在宅生活支援サービス利用申請支援事業、No159.生活支援型訪問家事援助、No160.自立支援型デイサービス、No161.前橋市いきいき長生き教室、No162.通所型介護予防事業「からだと脳の若返り講座」、No163.前橋市高齢者自立支援 配食サービス事業

**監査結果**

指摘事項名: ⑦予定価格を定めることが不適当とする理由について

所管課: 障害福祉課、長寿包括ケア課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 133</p> <p>決裁文書において、契約規則第16条但書により、「予定価格を定めることが不適当である」とされているものの不適当とする理由が明記されていない。契約規則第16条但書は予定価格の算定における例外的な取り扱いであるため、適用する場合には、その理由を明記した上で決裁する必要がある。</p>	<p>(障害福祉課)今回指摘を受けた契約の締結期間が平成28年10月1日から平成31年3月31日で終了となり、平成31年度の契約の際には、実施起案に契約規則第16条ただし書により、「予定価格を定めることが不適当である」との記載をするとともに、その理由についても明記することとした。</p> <p>(長寿包括ケア課)各業務において、予定価格の設定について再検討を行った。</p> <p>予定価格を定めたもの: No.149、No.150、No.154  不適当とする理由を記載したもの: No.151、No.153、No.158、No.159  事業が廃止となったもの: No.155、No.160、No.161、No.162、No.163</p>



## 区分

契約所管課別の役員等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No154.介護予防活動 ポイント制度事業

## 監査結果

指摘事項名: ㊸業務完了報告書等の適切な入手について

所管課: 長寿包括ケア課

措置公表日: 平成30年8月8日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 136</p> <p>契約書上、全ての業務終了後、すみやかに「業務完了報告書」、及び「事業決算書」を提出するよう明記されているが、業務完了報告書の一部しか提出されていない。</p> <p>実績確認は契約書に基づいて適切に実施する必要がある。関係者に関係規程を周知徹底する必要がある。</p>	<p>平成29年度事業から業務完了報告書および事業決算書の提出について、関係者に周知を行い、すべての書類の提出があった。</p>

## 平成29年度包括外部監査結果(意見)に対する対応状況(令和2年3月1日現在)

### 区分

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

#### 意見

指摘事項名: 1. 内部統制制度の導入について

所管課: 行政管理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 27</p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律が成立し、都道府県及び政令指定都市においては、内部統制が制度化された。具体的な体系、中身や手法等は、今後の議論や総務省令等を待つ必要はあるものの内部統制体制の整備には一定の時間がかかると考えられ、必ずしも時間的余裕があるわけではない。</p> <p>本市は政令指定都市ではないものの努力義務が課せられている。これまでの地方公共団体における内部統制の議論や、民間企業における取組例などを参考に、早期に検討を開始することが望ましい。</p>	<p>本市は政令指定都市ではないものの努力義務が課せられている。これまでの地方公共団体における内部統制の議論や、民間企業における取組例などを参考に、早期に検討を開始したい。</p>

### 区分

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

#### 意見

指摘事項名: 2. 役務等業務契約の調査及び分析について

所管課: 契約監理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 30</p> <p>役務等業務契約については、発注方法別の件数集計等は行われているものの落札率や同業務の契約締結状況把握等の分析、調査は行われておらず、必ずしも十分な分析、調査が行われていない。役務等業務契約においても公共工事と同様に入札及び契約の適正化を図るための措置を促進していくことは求められることから事務負担等にも配慮した上で各種分析、調査を定期的実施することが望ましい。</p>	<p>平成29年度調査から各案件ごとの落札率を把握できるよう調査表を改めた。</p> <p>役務等業務は、単年度契約、長期継続契約、単価契約等様々あるため、それを考慮しつつ、落札率や同種業務の契約締結状況など、可能な限り分析、調査を実施していく。</p>

**区分**

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

**意見**

指摘事項名：4. 130万円以上の緊急工事における事前協議結果の記録について

所管課：契約監理課

整理公表日：平成31年4月1日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 31</p> <p>緊急工事は、予算措置が講じられていないものにあつては財政課と、概算金額が130万円を超えるものは、契約監理課と事前協議することとされている。また、予算措置が講じられていないものは、財政課に合議するものとされている。しかし、緊急工事の発注伺いに事前協議内容は記載されておらず、他の書類にも協議内容は記録されていなかった。</p> <p>発注前に契約監理課も合議することが望ましいが、緊急工事は時間短縮も求められる事象であるため、合議することが煩雑であれば、少なくとも緊急工事の発注伺いに事前協議の結果内容を記載する実務を定着させることが必要である。</p>	<p>「緊急工事の施工及び発注について(伺)」に「契約監理課協議」欄を新たに追加する要領改正を行った。(平成31年4月1日施行)</p>

**区分**

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

**意見**

指摘事項名：5. 緊急を要する工事等の契約管理システムの入力方法の統一について

所管課：契約監理課

整理公表日：平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 31</p> <p>緊急工事の場合、契約管理システムの予定価格欄の入力金額が概算工事費等が入力されている案件と見積精査資料の金額が入力されているものが混在していた。</p> <p>予定価格を作成する必要のない緊急を要する工事等まで厳密な運用が必要ないかもしれないが、緊急工事の場合に契約管理システムの予定価格欄に入力する金額の取扱いを定め、運用することが望ましい。</p>	<p>緊急を要する発注において根拠を持った概算工事費を算定することは困難であり、事後的な検証を重要視するものではないと考えるため、どちらの金額でも可とすることで運用していたが、見積徴取後の契約管理システム入力の段階においては、見積を精査した金額を入力するよう統一し、工事担当課の職員を集めて毎年実施している工事担当者講習会(実務研修)で指導していく。</p>

**区分**

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

**意見**

**指摘事項名:** 6. 緊急工事に関する取扱い要領の見直しについて

**所管課:** 契約監理課

**整理公表日:** 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 32</p> <p>「前橋市緊急役務等業務事務処理要領」には、第6条で予定価格調書作成の省略の記載があるが、「前橋市緊急工事事務処理要領」には同様の記載がなかった。また、前橋市緊急工事事務処理要領第2条第2項において、「別表の工事担当課の長(以下、「工事担当課長」という。)は、迅速な事務処理を行うため、前項に規定する緊急工事の具体的例示を策定し契約監理課に報告するものとする。」との記載があるが、具体的例示に関する資料は見受けられなかった。</p> <p>前橋市緊急工事事務処理要領については、予定価格調書作成の省略の条文を入れるか前橋市緊急役務等事務処理要領の第6条を削除するか、緊急を要する案件に関する事務処理要領の平仄を合わせるべきである。また、前橋市緊急工事事務処理要領第2条第2項については現状と合っていないのであれば、現状に即した内容に改定するべきである。</p>	<p>「前橋市契約規則」第16条(随意契約の予定価格の作成)において、緊急工事及び緊急役務に係る契約の予定価格調書の作成を省略できるよう改正した。(平成30年4月1日改正)</p> <p>「前橋市緊急工事事務処理要領」第2条第2項(工事担当課長における具体的例示の契約担当課長への報告)を削除するよう改正した。(平成30年4月1日改正)</p>

**区分**

全般的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見

**意見**

**指摘事項名:** 7. 複合機等のリース契約締結事務の簡素化について

**所管課:** 行政管理課

**整理公表日:** 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 33</p> <p>複合機等のリース契約は、情報政策課が取りまとめ、複数課分をまとめて指名競争入札で業者選定を行い、契約事務は各課でそれぞれ個別に行っている。業者選定は、一括で行っている一方で、個別に何件も契約事務手続を行うことは業務が重複しており、効率的でない。</p> <p>契約業者の意見も踏まえ、決裁権限規程を一部見直すなどし、契約事務も一括で行えるよう検討することが望ましい。</p>	<p>現在、情報政策課で一括して入札を行い各課で個別に契約を行っているが、複合機等の使用量を抑制するために、各所属に予算がついていることで、使用量の把握、利用抑制の周知が効果的に図られている。また、契約事務を行う際には、情報政策課で契約書等の雛形を調整したうえで各課が事務を行っているため、事務の効率化が図られている。契約事務も複数年度に1回であることから、引き続き現在の事務手続を行うこととした。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No4. 桃井小学校既設校舎ほか解体工事

**意見**

**指摘事項名:** ①失格基準価格の部分的撤廃の検討について

所管課: 契約監理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 39</p> <p>入札に応じた全者(5者)が予定価格以下で入札し、3者が調査基準価格を下回っていたため低入札価格調査を実施し、落札業者を決定している。平成28年4月1日から平成28年10月1日入札の解体工事においては、解体工事は従来から予定価格をかなり下回る金額での入札が多かったことから、例外的に失格基準価格を撤廃していたこともあり、落札率は68.4%と低くなっている。</p> <p>本工事を含めた解体工事での事例を踏まえ、他の工事でも同様に部分的に失格基準価格を撤廃することの可否について検討することが望ましい。</p>	<p>平成28年度は、低入札調査委員会への付議が10件と多かった。実情と予定価格の乖離を調査するため、入札制度検討委員会にて決定し対応したものである。平成29年度は低入札調査委員会への付議案件は無かったことから、各年度における入札結果及び落札率の推移を検証しながら、効果的な入札制度の運用を図っていきたい。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No13.富士見中学校体育館吊り天井撤去ほか建築工事

**意見**

**指摘事項名:** ②予定価格積算の精度及び失格基準価格の見直しについて

所管課: 契約監理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 40</p> <p>3者ともに低入札価格調査の対象となり、1者が失格基準価格以下で失格、低入札価格調査の結果落札者が決定した。しかし、落札者と失格者では、総額で1.3%しか変わらない。</p> <p>本案件では、入札者全てが低入札価格を下回っていた。今回の低入札価格調査の結果において、予定価格の積算にフィードバック出来る事項があれば担当部署で共有し、今後、同様の工事が必要となった場合には、その情報を活かすことが望ましい。</p>	<p>設計積算にあたっては、当然ながら工事の案件毎に市場価格を調査するとともに、業者の見積などを参考にして設計積算を行い予定価格を設定している。不調案件については、不調になった時点で情報を担当課へフィードバックしている。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No39.前橋市民文化会館外壁塗装ほか工事、No40.前橋テルサ6階温水プールガラス交換ほか工事

**意見**

**指摘事項名:** ③追加工事が必要となった場合の事後検証について

所管課: 契約監理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 41</p> <p>「前橋市民文化会館の耐震改修工事」及び「前橋テルサ6階温水プール外壁改修工事」の施工中に、前者は同会館の外壁及び内装の劣化が確認されたこと、後者は同温水プールのガラス破損及び工事範囲外の屋根防水の劣化が確認されたことで、追加工事が発生した。しかし、当追加工事は、施設の状態を十分に検討した場合、当初改修工事の設計段階で予見可能であったとも考えられるが、追加工事を当初設計に織り込めなかった原因及び今後の対策について十分な事後検証がされていなかった。当追加工事も含め、総額で工事契約を締結した場合、工事契約額を減額できた可能性もあるため、事後的に大幅な追加工事が必要となった場合、原因分析を適時に行い、今後の積算実務に活かせる事項がないか、十分な事後検証を行うことが望ましい。</p>	<p>基本的に追加工事を行わない方針で当初設計するよう指導している。やむをえず追加工事を行うこととなった場合には、その都度、原因や必要性を契約監理課と協議したうえで追加工事に至っており、決して安易に追加工事を容認しているものではない。適正な発注事務に向け、引き続き指導していく。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No26.南橋町第五団地NC棟公営住宅新築建築工事

**意見**

**指摘事項名:** ④設計金額の事後訂正について

所管課: 建築住宅課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 42</p> <p>決裁を受けた後に設計額の計算誤りが判明し、後日設計額が訂正された。設計額は決裁の根幹をなすものであり、その誤りは、適正な判断を阻害する恐れがある。設計額の計算にあたっては、より厳格なチェック体制及び管理体制を構築し、再発防止策を講じることが望ましい。</p>	<p>積算システムを活用することにより、正確かつ適切な積算を行うこととした。また、検算を複数者により実施することで積算における誤謬を防止することとした。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No44..粕川温泉元気ランド 中央監視装置補修工事(第4号) (緊急)

**意見**

**指摘事項名:** ⑤保険請求対象工事であることの起案文書への明記について

所管課: 資産経営課

整理公表日: 平成31年4月1日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 43</p> <p>本物件は、共済加入物件であり、工事費は共済(保険)対象となっていた。しかし、本件契約事務書類一式の中にその旨の記載はなかった。</p> <p>共済によって補償されるか否かは、補修工事を例にとっても、従前と同程度の性能までの補修とするのか、ひとまず最低限の補修のみ行うのかといった意思決定において重要な影響を与える要素であると考えられる。事故や災害による工事等の発注の伺いを起案する際に、保険請求対象の有無についても起案文書で言及することが望ましい。</p>	<p>保険対象工事について事故発生後の手続き漏れ等がないよう全庁掲示板において定期的な注意喚起を行っているが、包括外部監査意見の趣旨を踏まえ、前記全庁周知の際に併せ、工事発注の意思決定段階における保険適用の可否についての留意を依頼するなど改善を図った。</p>

**区分**

工事契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No95.社資交(街路) 建物等移転補償費調査業務(道建第14号)

**意見**

**指摘事項名:** ⑦添付不要書類の綴り込みについて

所管課: 契約監理課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 45</p> <p>取扱い上、契約関係書類綴りに添付する必要のない業者選定参考資料(庁内連絡用の資料)が綴り込まれていた。契約事務手続上で支障になるような書類ではないが、事務処理の均一性の観点から担当者等に事務処理を啓蒙することが必要である。</p>	<p>工事担当課の職員を集めて毎年実施している工事担当者講習会(実務研修)において、継続的に指導していく。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No6.水道料金及び下水道使用料徴収業務等

**意見**

**指摘事項名:** ②辞退理由の議事録への明記について

所管課: 経営企画課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 51</p> <p>参加予定者3者中2者からプロポーザル辞退届の提出があった旨は外部有識者も含めた検討会議で報告されていることが議事録(会議報告)で確認できたものの議事録に辞退理由の記載がなかった。辞退理由の確認や報告は、適切な業者選定を行う上で重要であるとともに次回の契約締結事務でも重要な情報である。会議報告(議事録)等に明確に記載し、記録しておくことが望ましい。</p>	<p>プロポーザル参加資格要件を満たす事業者が辞退届を届け出たときは、できる限り、辞退理由を確認し、業者選定審査会に対して、辞退の届出があったこと及び辞退理由を報告し、会議録に記載して、記録するものとする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No22.平成28年度 前橋市LED防犯灯ESCO事業業務委託料

**意見**

**指摘事項名:** ⑦本市ホームページへの事業概要の掲載について

所管課: 危機管理室

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 60</p> <p>平成28年度末時点で実施しているESCO事業は、前橋テルサESCO事業、ヤマダグリーンドーム前橋ESCO事業及び本業務の3件であるが、本業務のみホームページ上で概要説明されていなかった。本市としてESCO事業は推進している事業であり、ホームページ上で公表できない特別な事由もないのであれば、他のESCO事業と同様にホームページ上で概要説明を公開することが望ましい。</p>	<p>防犯灯ESCO事業については、本市ホームページ内に事業概要を掲載した。</p>



**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No24.前橋市デジタル防災行政無線システム保守点検業務、No91.前橋市民交流プラザ等駐車場エレベーター防犯カメラ保守点検業務、No92.前橋市民交流プラザ等駐車場管制システム保守点検業務

**意見**

指摘事項名：⑧長期継続契約の検討について

所管課：契約監理課

整理公表日：平成31年4月1日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 60</p> <p>長期継続契約を締結する場合、原則として入札が必要とされている。しかし、相応の理由により1者随意契約となっている契約であっても次年度以降も契約を締結することが確実であると認められ、長期契約をすることによってコストを削減できる場合には、長期継続契約を実施することが合理的であると考えられる。1者随意契約であっても安易に単年度契約ありきで事務処理することなく、様々な契約形態を模索・検討することが望ましい。</p>	<p>意見のあった案件について、単年度契約と複数年契約の場合の参考見積書を聴取した結果、1年間当たりの請負金額は同額であり、コスト削減にはならなかった。また、他の1者随意契約で単年度契約を行っている所属に聞き取り調査を行った結果、複数年契約としても減額にはならないことが判明した。現状では、長期継続契約は「役務等業務に係る契約事務取扱要領第6条第1項ただし書き」に基づき、一者随意契約の場合は、長期継続契約の対象業務であっても、予定価格にかかわらず単年度契約によることを原則としている。また、長期継続契約は予算の単年度主義の特例であることから単年度契約で事務に支障のない業務は単年度契約で行うこととしている。したがって、調査結果やこれまでの経緯を踏まえ、従来どおり長期継続契約は原則入札とすることとし、長期継続契約の対象業務であっても一者随意契約の場合は、単年度契約とする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No27.広報まえばし作成業務

**意見**

指摘事項名：⑨プロポーザル評価結果の公平な通知について

所管課：市政発信課

整理公表日：平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 64</p> <p>優先交渉事業者以外には、自社の評点及び優先交渉事業者の評点が通知されている。しかし、優先交渉事業者には自社の評点が通知されていない。評点は、次回以降の提案見積時の参考事項となるため、評点を通知するのであれば、優先交渉事業者にも通知することが公平性の観点から適切である。</p>	<p>包括外部監査の意見を踏まえ、平成29年度から優先交渉権者にも通知している。</p>

区分

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No29.ホームページ関連システム再構築業務(ASPサービス利用に係る業務)、No30.地域公共交通網形成計画策定支援業務

意見

指摘事項名: ⑩選考書類(評価表)への適切な記入及び保管について

所管課: (前段)No29.市政発信課、 整理公表日: 平成31年4月1日  
No30.交通政策課  
(後段)契約監理課

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 64</p> <p>選考委員が記入している評価表が、鉛筆書きとなっているものが散見された。</p> <p>選考委員が評価した結果を適切に保存するためにペン書きとし選考委員の署名又は押印を行うことが適切である。また、事務処理要件等で評価表原本の取扱いを明確化することが望ましい。</p>	<p>(前段・市政発信課) 包括外部監査の意見を踏まえ、評価表については、平成29年度から(監査対象となった前回は平成22年度)ペン書きとし、選考委員(審査委員)が署名している。</p> <p>(前段・交通政策課) 評価表については、適切な保存のため、ペン書きに改めるとともに、選考委員の署名又は押印を行うこととする。</p> <p>(後段・契約監理課) 現行の「プロポーザル方式による随意契約事務処理マニュアル」を平成30年12月に改定し、評価表原本の取扱いを明確にした。また、全庁的な説明会を開催し、適切な事務処理について周知を図った。</p>

区分

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No31.情報処理入力データ作成業務

意見

指摘事項名: ⑪プロポーザルにおける予定価格の設定について

所管課: 情報政策課 整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 66</p> <p>予定価格は、事前公表されていないため、3者中2者は予定価格以上の見積価格で提案されていた。</p> <p>プロポーザル方式は、優先交渉事業者を決定するプロセスであるため、予定価格以上の業者であっても技術点等の要素によっては優先交渉事業者となり得る。しかし、予定価格以上の契約締結は行えないため、提案業者に価格引き下げを申し出る必要性が生じるが、交渉の結果によっては不調となる場合も考えられる。</p> <p>プロポーザル方式は、価格面だけで業者選定することが適切でない判断し、実施される。担当課では、予算額をプロポーザル実施要領で事前公表するなど、プロポーザル方式の趣旨を活かすよう努めているが、予定価格以上の提案がされないように一層の工夫をすることが望ましい。</p>	<p>技術点と価格点の割合にもよるが、予算額を事前公表することにより、以下の懸念が生じてしまうため、事前公表をしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の参加数を狭めてしまう</li> <li>・見積額が予算額に近い価格になってしまう恐れがある</li> </ul> <p>(予算額を公表しないことにより、業者の考える適正価格が見積額となるため)</p> <p>予定価格については、広く情報収集した結果を基に設定し、不調となる可能性を低くすることとしたい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No32.行政ネットワーク再構築業務、No33.サーバー仮想化システム再構築業務、No34.ファイル無害化サービス導入業務、No35.ネットワーク三分割事業に伴うActive Directoryサーバ構築業務、No37.まえばしネットASPサービス

**意見**

指摘事項名: ⑫評価表原本の保存について

所管課: 情報政策課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 66            評価表の原本が保存されていなかった。事後的に評価結果を改ざんしていないことを明らかにするため、評価表の原本は適切に保存することが必要である。</p>	<p>H30年度以降の評価表については評価表原本を保管する。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

(情報政策課)No33.サーバー仮想化システム再構築業務、No35.ネットワーク三分割事業に伴うActive Directoryサーバ構築業務、No37.まえばしネットASPサービス  
(指導監査課)No141.前橋市総合福祉会館デジタルサイネージ及び施設・利用者管理システムリース業務

**意見**

指摘事項名: ⑬プロポーザル参加者が1者であった場合の取扱いについて

所管課: 情報政策課、指導監査課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 66            価格面のみでなく、技術的提案等も踏まえて業者選定することが適当であるとし、指名型プロポーザル方式によって業者選定が行われたが、指名複数者のうち、結果として1者のみが入札に参加している。            複数事業者で競争させた上で発注することは、業者選定における基本である。次回以降の入札に活かすために辞退理由等を分析し、より良いプロポーザル方式による発注ができるように事後検証を行うことが望ましい。また、結果として参加事業者が1者となった場合には、失格点を設けるなど採点基準を見直し、安易な1者随意契約とならないように配慮することが望ましい。</p>	<p>(情報政策課)プロポーザル方式において、参加事業者が1者になった場合、辞退者よりその理由を聞き、分析することで、より良いプロポーザル方式の発注に努める。また、参加事業者が1者になる場合を想定し、最低点を設けることとし、参加事業者に対してもその旨周知を行う。            (指導監査室)本件業務は平成30年度より指定管理者が行っているが、今後、指導監査課として同様の指名型プロポーザル方式により業者選定を行う場合で辞退者が多いときは、辞退理由の分析等により問題点を検証し、次回以降に向けて業務の改善を図ることとする。また、プロポーザル方式による業者選定で参加事業者が1者となる場合も想定し、審査基準に、失格点の設定など不採用となる場合もあり得る内容を盛り込むこと等を検討し対応する。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No46.前橋市観光パンフレット作製等委託業務

**意見**

**指摘事項名:** ⑭審査委員会の協議内容の記録・保存について

所管課: 観光振興課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 74</p> <p>プロポーザル審査要領で上位2者の中から審査委員の合議により優先交渉者を決定するとされている。しかし、審査委員の協議内容が議事録等の形で保存されていなかった。</p> <p>必ずしも最高評価点を獲得した業者が優先交渉者にならない実施要領であったこともあり、その協議内容については詳細に議事録等を作成し、記録・保存することが望ましい。</p>	<p>プロポーザルで、審査委員との協議内容について議事録を残さなかったため、次回契約時については、検討結果等明記して報告したい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No46.前橋市観光パンフレット作製等委託業務

**意見**

**指摘事項名:** ⑮配布先の管理について

所管課: 観光振興課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 74</p> <p>作成された観光パンフレットの配布先の大部分について明確な配布先が計画立案されていなかった。余っている状況ではないが、観光パンフレットの作成意図を考え、より詳細な配布管理を行うべきである。</p> <p>配布先計画の一覧を作成し、計画実績対比を行い、その上で、宣伝効果を評価し、次年度以降の配布計画に反映させることが望ましい。</p>	<p>パンフレットの配布については、市有施設等継続的に配布される場合や、観光キャンペーンなど大量に配布される場合もあることから、年間計画を立て、配布が一過性のものにならないよう配布効果等も確認したい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No47.第40回日本クラブユースサッカー選手権(U-18)大会に伴う歓迎用のぼり旗作成印刷及び設置撤去業務委託

**意見**

**指摘事項名:** ⑯ 予定価格調書の行政文書への綴り方について

所管課: スポーツ課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 76</p> <p>他課では、予定価格調書は封筒から出された状態でファイリングされていたが、本業務の予定価格調書は封詰めされた状態で保存されていた。ヒアリングしたところ、決裁時は封筒から出した状態となっているが、決裁後に再度封詰めしているとのことであった。落札決定後は、予定価格を担当者以外が見られる状態となっても問題ないことから決裁後に再度封詰めする作業は、いたずらに事務作業を増やすだけであり、再度封詰めする必要はない。課内の担当者に周知し、再度封詰めする必要がないことを指導・教育することが望ましい。</p>	<p>予定価格調書については「落札決定後、再度袋詰めをする必要が無い」ことを担当者に伝え指導した。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No56.中川小学校樹木剪定業務、No57.桃井小学校(通級指導教室)植栽剪定業務

**意見**

**指摘事項名:** ⑰ 2者以上からの参考見積入手について

所管課: 教育施設課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 81</p> <p>予定価格算定のための見積書を1者のみから入手しており、結果的に当該業者が見積合わせの結果落札している。業者間の公平性を確保するために、複数業者から事前見積書を入手することが望ましい。</p>	<p>見積書を参考に予定価格を決定する場合は、公平性を確保するために複数業者から見積を入手をする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No68.前橋市立桃井小学校(他全73施設)で使用する電力供給業務

**意見**

指摘事項名: ㊸入札参加辞退者の辞退理由の調査について

所管課: 学校教育課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 86</p> <p>前年度、小学校及び中学校ともに契約していたF-Powerが、競争入札参加資格確認申請書を提出していたにもかかわらず辞退した理由について、ヒアリング等により調査されていなかった、辞退理由を調査することにより、次年度以降の仕様書の作成に活かし、より活発な競争入札が行われるように工夫することが望ましい。</p>	<p>F-Powerにヒアリングを実施した。今後、辞退者についてはヒアリング等を実施し、次年度以降の入札に活かしたい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No80.前橋市立図書館14分館業務委託

**意見**

指摘事項名: ㊹利用者アンケートの実施方法について

所管課: 行政管理課

整理公表日: 令和2年3月1日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 97</p> <p>アンケートを実施するにあたり、実施要綱が作成されておらず、回収枚数のみ把握されており、配布枚数及び回収率は把握されていない。また、分館や利用者以外は、調査対象になっていない。アンケートを実施する際には、実施要綱を作成し、有効かつ効率的に実施する工夫が必要である。また、分館や利用者以外を調査対象としないのであれば、実施要綱の中で理由を明記する必要がある。</p>	<p>令和元年10月に「窓口アンケート実施要領」を作成し、「行政サービスの向上を図る」という目的から、「窓口サービスの向上と職員の接遇向上を図る」という目的に変更し、調査後のフィードバックに重点を置くよう、これまでの内容及びアンケート様式を見直した。対象は窓口職場とし、全ての窓口利用者にアンケートの回答を依頼することとした。施設職場においては、これまで「利用者満足度調査」を実施してきたが、施設の場合には、それぞれの施設利用者のニーズに合わせたサービスが提供されており、施設利用者へのアンケートを実施する際、施設ごとに設問項目が異なることが想定されることから、統一のアンケート様式での実施は行わないこととした。各施設職場においては、所属ごとにアンケート様式を作成してアンケートを実施し、引き続き施設利用者のニーズの把握に努め、施設サービスの向上及び効果的な管理運営を図ることとした。なお、図書館分館については、半数ごと隔年でアンケートを実施することとした。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

その他

**意見**

指摘事項名: ㉒ホームページ更新における内部統制について

所管課: 図書館

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 97</p> <p>ホームページでお知らせしていた特別休館日の日付に誤植があった。ホームページの更新については、担当者任せにせず、必ず上席者が確認し、正しい情報を掲載すべきである。また、休館のお知らせは、特別な理由がない限り少なくとも1か月前には掲示することが望まれる。</p>	<p>ホームページの更新については、作業担当者のほか、係長などによる確認を行い、複数の者が確認するよう徹底する。また情報の掲載については、内容に応じた適切な期間となるよう、随時確認のうえ行う。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No88.前橋プラザ元気21等清掃業務

**意見**

指摘事項名: ㉔仕様書に即した日報(作業内容)の記載について

所管課: にぎわい商業課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 102</p> <p>本事業の業務完了報告として事業者から提出される業務日報の記載内容と仕様書の作業内容とが一致しない部分が見受けられた。仕様書どおりの業務が実施されているか明瞭性を高めるため、業務日報の記載内容を仕様書に合わせるよう、事業者に依頼することが望まれる。</p>	<p>業務の実施確認については、事業者に依頼し、仕様書の記載内容に即した業務日報の記載となるよう改善した。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No90.市営立体駐車場防犯カメラ賃貸借業務

**意見**

指摘事項名: ㊸機器賃貸借約款の改定

所管課: にぎわい商業課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 102</p> <p>契約書上、防犯カメラの耐用年数を経過した場合、賃貸人の負担で交換を行うことが明記されているが、具体的な耐用年数が明記されていない。</p> <p>具体的な明記がされていない場合、防犯カメラの交換時期を逸する恐れもあるため、「耐用年数」を具体的に定義付けすることが適切である。</p>	<p>防犯カメラの交換時期に係る耐用年数については、今後は契約書上で具体的に耐用年数を定義付けすることとして、事務処理を改善することを決定した。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No98.平成28年度創業サポート総合制度 コンサルティング業務契約

**意見**

指摘事項名: ㊹随意契約の理由について

所管課: 産業政策課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 107</p> <p>随意契約の理由として、本事業においての有識者は、中小企業診断士を除いて他にはいないとの記載があるが、中小企業診断士以外の他の士業やコンサルタント業を生業としている業者も多数存在するため、随意契約理由としては不十分な記載である。</p>	<p>本制度の趣旨を鑑みるに、事業者の99%以上が中小企業である本市の環境及び特性等を十分理解し、幅広い業種について精通しながら、総合的かつ継続的な支援を行うため、俯瞰的見地を有した経営コンサルタント技能があると認められる者が対応する必要がある。このため、一定以上の経営コンサルタント技能があることを証明する唯一の国家資格である中小企業診断士を選定している。また、各事業者の創業時には経営、財務、人材育成、販路開拓等多岐に亘る分野について、各形態を見極めたうえのオリジナルの支援を行う必要があるため、一部の専門分野に特化した他の士業より、総合的見地を有する中小企業診断士に依頼するものである。今後は、随意契約の理由を上記のとおり詳細に記載することとする。</p>



**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No98.平成28年度創業サポート総合制度 コンサルティング業務契約

**意見**

**指摘事項名:** ③⑩利用者の満足度調査について

所管課: 産業政策課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 107</p> <p>今まで、創業サポート総合制度事業に関して利用者に対してアンケート等を通じての満足度調査は実施されていなかった。利用者アンケート等(要望や意見)を実施し、本事業をより効果的なものへと改善していくべきである。</p>	<p>平成29年度末に利用者アンケートを実施。利用者のうち74件の回答が得られ、本制度利用における満足度、景況、今後の事業展開等の項目について調査を行った。本年度以降もアンケートを実施、意見等の集約を図り、事業効果を測定してまいりたい。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

**工事名/業務名**

No99.平成28年度天狗岩用水樹木枝下ろし業務

**意見**

**指摘事項名:** ③⑪利活用できない土地の所管部署の一元化について

所管課: 行政管理課

整理公表日: 平成31年4月1日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 107</p> <p>本市所有の利活用出来ない土地については、産業政策課のみならず、他部門でも同じように管理している。それぞれの部門でそれぞれが、このような土地の管理を実施しているということは、重複した無駄な作業が発生している可能性がある。</p> <p>本事業の対象となっているような他に転用するなど利活用できない土地については、全庁的に一元管理することを検討すべきである。</p>	<p>資産経営課にて、普通財産の土地について、未利用、低利用の土地を全庁的に調査する「土地棚卸し」を実施し、売却の可能性について調査をし、売却可能性のある土地を一般競争入札で売却することができている状況からも、各所属にて財産を管理したまま、資産の有効活用を検討できているため、一元化は行わないこととした。</p> <p>また、土地の管理に関しては、除草等業務委託契約の単価契約を資産経営課で一括して行っているため、重複した契約事務は発生していない。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No109.第25回寛仁親王牌に係る本場警備業務(増員分)

**意見**

指摘事項名: ③④通常競輪と特別競輪の警備について

所管課: 公営事業課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 113</p> <p>本事業(特別競輪の警備)では、通常競輪の警備業者と改めて随意契約している。</p> <p>特別競輪の警備分も含めて通常競輪の警備の指名競争入札が実施可能かどうか検討することが望ましい。</p>	<p>特別競輪(寛仁親王牌)は、年度開始後、ある程度の時期になるまで要人(彬子女王殿下)の来場動向が定まらない。また、特別競輪の式典やイベント及び投票所の開設数などを、競輪関係団体(JKA、全国競輪施行者協議会、日本競輪選手会群馬支部)と打合せを行い決定していく。</p> <p>そのため、大幅な警備体制(必要人員等)の変化が発生することから、当初の年間契約に盛り込むことが困難である。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No113.粗大ごみ収集運搬・処理業務

**意見**

指摘事項名: ③⑤契約単価の妥当性の検証について

所管課: ごみ減量課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 119</p> <p>提案された契約単価の適切性の検討過程がわかる資料が見受けられなかった。</p> <p>本案件は公募型プロポーザル方式ではあるが、参加企業が1者であることを鑑みると、担当課において参加業者が提示してきた単価を業界の平均単価や他団体の事例の単価等を参考にするなどし、参加業者が提示した内容を検討することが必要と考えられる。あるいは専門的な内容であるため担当課での検討が難しいのであれば、審査委員会での検討事項となるようプロポーザル審査要領に織り込むこと等の対応も考えられる。</p>	<p>契約単価については、他団体との事例を参考にするとともに、参加業者が提示した単価について、その積算根拠が示された資料の提出を求め価格の妥当性を検証するなど、契約単価の妥当性及び透明性の確保に努めることとする。</p>

**区分**

契約所管課別の役務等業務契約に関する監査結果及び意見

工事名/業務名

No118.前橋市市有施設における直管型LED照明リース

**意見**

指摘事項名: ③⑥一般的な作業完了の確認手続について

所管課: 環境政策課

整理公表日: 平成30年8月8日

意見	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 122</p> <p>直管型LED照明の当初設置時(平成25年度)において各施設ごとに設置検査を行っているが、全体としての検査書類はなかった。当初予定していた契約本数は6,861本であり、実際に設置した本数が7,000本と乖離が生じ変更契約を締結している状況からすると全体を取りまとめ乖離原因を確認すべきであった。</p> <p>対象施設が多数に上った場合に各施設において確認作業を行うことはもちろん合理的であると考え、その場合でも全体としての取りまとめをするべきであり、その結果を書類に残すべきである。</p>	<p>対象施設が多く、また現地にて状況を確認しながら設置本数の調整が必要となったことから、各施設において設置確認を行っていくことが合理的であると考えたが、監査結果を踏まえて、今後同じような事案があった場合は、全体としての検査書類を残すなど適切な対応を行ってきたい。</p>